

第412回山形海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時、場所 令和4年3月8日(火)午後1時30分～同2時58分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室
- 2 報告事項
 - (1) 第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示の県公報登載等について
 - (2) 第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について
 - (3) その他
- 3 議事
 - 第1号議案
雑魚刺し網漁業の公示について(諮問)
 - 第2号議案
令和3管理年度における特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)
 - 第3号議案
令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)
- 4 出席者
山形海区漁業調整委員会
会 長 加藤 栄
会長代理 池田 亀五郎
委 員 飯塚 厚司、本間 和憲、樋口 恵佳、佐藤 一道、伊原 光臣、
佐藤 栄一

山形県漁業協同組合総務部指導課 指導専門員 小笠原 健

山形県水産研究所 所 長 阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課 課 長 加賀山 祐
課長補佐 高橋 伸明
月峯船長 菅原 雅直
機関長 齋藤 勝三
漁業調整主査 佐藤 由夏
山形海区漁業調整委員会事務局 海区漁業調整主査 大川 恵子
- 5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第412回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、お忙しいところ、どうもありがとうございます。どうしても3月は年度末なので、いろいろとありまして、私もいろいろあるのですが、そんな中、昨日、午後一時半から日本海・九州西広域漁業調整委員会がリモートで行われました。いわゆるクロマグロの遊漁者に対する規制について、私がいうのも変ですが、画期的な新たな委員会指示が出されました。実は発案者は私だと思っているのですが、今年の1月30日の委員会で、緊急提案したのですが、そのときは、水産庁はああそうですかといった感じでほとんどスルー状態でしたが、今回の新しい指示案を見たら、ほとんどパクられている状態で、私に一言も挨拶がなかったのはちょっとおかしいのではないかなと思っているのですが、私は漁業者と釣り人の調和のとれる大胆な改正案だったのではないかなというふうに自分でも思っています。そういうことがありまして、今日の報告事項の2番目ですが、難しい改正案なのですが、新たな一步を踏み出したなあというような感じです。今日はそれほど議案がありませんけれども、お忙しい時期なので効率よく運営して早めに今日の委員会を終了したいと思いますので、活発な意見をお待ちしていることには変わりありませんが、効率よく審議を進めて、今日の委員会を終了させたいと思いますので、皆さん、御協力をお願いします。

事務局 ありがとうございます。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長、指名をお願いいたします。

会長 はい、本日の委員会の議事録署名委員ですが、池田委員と佐藤栄一委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、このお二方をお願いしたいと思います。

事務局 はい、では、報告及び議事の前に配布資料の確認をさせていただきたいと思えます。(配布資料の確認を行った) それでは、会長に進行をお願いいたします。

議長 はい、それでは次第に従いまして進めさせていただきます。まず、4番の報告事項から始めたいと思えます。報告事項の1番目、第二種共同漁業(小型定置漁業)の保護区域にかかる県公報掲載について、これにつきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 報告1の資料に山形県広報を載せております。前回の委員会で発動が決まりました第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示が、令和4年2月25日付の県公報に登載されましたので、御報告いたします。漁業関係者、遊漁船業者団体、遊漁者団体等の関係者にもこちらの内容につきまして、例年のおり周知をしております。

す。また、併せてホームページの方にも内容を掲載しております。簡単ですが、以上です。

議長 ただいまの事務局からの説明、報告につきまして、皆さん何か質問、御意見等ありましたらお願いします。内容的には前回審議したものです。何かありますでしょうか。

一同 (質問等なし)

議長 では、こちらは報告事項なので了承ということでよろしいですね。

一同 (異議なし)

議長 はい、では続きまして、報告事項の2、第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果についてということで、これは今回のクロマグロの新しい釣り規制についての話がありますので、その辺中心に事務局の方から説明をお願いします。

事務局 報告事項の2、第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果についてでございます。報告2の資料を御覧ください。1枚目には議事次第を載せております。昨日行われましたこの委員会につきましてご報告させていただきます。

次第の方でございますとおり、議題は大きくは5つの議題につきまして、御議論、御審議等ございました。うち、本日資料としてお付けしておりますのは、(1)の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、(2)の九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について、また、その他の令和4年度資源管理関係予算についてでございます。

有明海ガザミに関する委員会指示や国が行う特定漁港漁場整備事業については、本県に関係性が薄いため今回お配りした資料からは除いておりますが、関心のある場合は水産庁のホームページで全ての資料を公開しておりますので、そちらでご覧いただければと思います。

資料をめくっていただきますと、日本海・九州西広域委員会委員名簿が載っております。道府県の互選委員が19人、大臣選任委員が10人の構成となっております。本県からは加藤委員がなっております。

次のページには第40回委員会の出席者名簿が載っておりますが、上の方から委員の記載がございまして、中ごろより下のあたり、委員の記載が終わって後の欄になりますが、NPO法人 ジャパンフィッシュ協会から森さん、一般社団法人 日本スポーツフィッシング協会から桜井さん、今回遊漁の全国団体でこのお二人が参考人として出席いただいております。

続きまして、資料1が太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示関係の資料となっておりますので、御覧ください。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第68号(案)の概要でございます。経緯といたしましては、遊漁によるクロマグロの採捕については、令和3年3月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第66号に基づき、令和6年6月1日から以下の2つを義務付けました。

①として、30キログラム未満の小型魚の採捕禁止、②として、30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告です。

令和3年6月1日以降、当初水産庁の想定していた水準を大幅に上回る採捕数量とな

ったため、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあると認めたことから、令和3年7月の委員会指示第67号に基づき、令和3年8月21日から令和4年5月31日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止しました。そして、今回の委員会でその後継の委員会指示の発出をすることになったものです。

2 委員会指示第68号(案)の概要ですが、(1)として、くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限ということで、遊漁者による小型魚の採捕を禁止、これは継続の内容となっております。そして、(2)として、くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限でございます。下線部は変更点でございます。アとしまして、1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない、この内容が新たに加わりました。1人1日1尾までの保持の制限は、多くの採捕を抑制するために、釣獲の急な積み上がりを抑制するために設けたものと聞いております。

イの報告につきましては基本は変わりありませんが、報告様式に、従来の報告事項に遊漁船の情報を追加したものとなっております。この追加は遊漁船業者が釣り人本人の代行で報告する事例が散見されるため、本人の報告との重複を避けるためということでございます。

続いて、ウですが、委員会会長は大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来す恐れがあると認めるときには、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示するというところでございます。下線部が加わったということで、期間を指定するという考え方が加わっております。全海区における採捕数量を時期ごとに定め、その数量を超える恐れがある場合に採捕を禁止するというものでございます。数量は目安ということで示しているということでしたが、表を見ていただきますと、時期として令和4年6月として10トン、7月から8月として10トン、9月から10月として10トン、11月から12月として10トン、それぞれ目安の数量が示されております。そして、全海区における令和4年6月1日からの採捕の数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合、令和5年3月31日まで採捕を禁止するという委員会指示の内容となっております。この時期ごとに区切って数量を設けるとしたのは、令和3年の指示で、地域によっては漁期を迎える前に全面的に採捕禁止になってしまったということがございまして、観光業、旅館ですとか遊漁船業の関係者の方に大きな影響が出たということで、時期を区切って数量の目安を出して管理をするということになったそうです。全体で40トンとしておりますが、この40トンというのは、国の留保枠のうち、遊漁に割り当てることのできる限界であり、この水準以下に留める必要があるということであって、遊漁の漁獲枠という設定ではない、という説明でした。この内容で委員会では了承されまして、3月7日付で委員会指示の発出となったところでございます。

日本海・九州西広域漁業調整委員会は昨日3月7日でございましたが、全国に3つ広域広域委員会がございますので、あと二つ、太平洋広域漁業調整委員会は本日3月8日に同じ内容の委員会指示が審議される予定になっております。瀬戸内海広域漁業調整委員会は3月11日に行われる予定ということで聞いております。全国3つの広域委員会でも審議されて、全てで委員会指示が出ると、全国でこういった内容での制限になるということになります。(1)の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についての説明は以上でございます。

(2)の九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示につきましては、例年の委員会指示でございまして、継続の指示となっております。承認制・届け出制の実施、操業期間の制限、小型魚の放流、漁獲成績書の提出などの内容となっております、取組

を担保するための委員会指示ということでお聞きしております。また、その他の令和4年度資源管理関係予算につきましては、資料5-1ということで後ろの方に資料をお付けしております。この場で御説明はいたしませんけれども、ご覧いただければと思います。以上でございます。

議長 要するに、まぐろの小型魚は一切釣ってはいけないと、大型魚については、規制をだしてどんどんとっていいと、ただし報告してくださいねとそれが去年の当初の委員会指示だったわけです。そしたら、あんまりたくさん採れたという報告があがってきたので、慌てて委員会指示をその直後に直した、本当は基本的には大型魚は釣っていいのだけれど、その総数がある程度の量になった場合には全面的に採捕を禁止しますというような委員会指示に変えて、委員会指示に変えた直後にもう満杯ですよということでストップをかけたというようなのが去年だったわけですね。そうすると、さっきも話が出ましたように、地域によっては釣れ始める時期が違うわけで、自分のところの地域が釣れ始める前に他の地域で釣ってしまってアウトになると、これはもう不合理じゃないかという不満は前からあった。それと、私は昨年2回目の広域漁業調整委員会ですか、そこでこう私は宣言したんですね。この報告によって、釣った数がたくさんになってしまった場合には、もう一斉に今度は全面的に大型魚の釣りを禁止することができるわけですね。それをやってしまうと、たぶん報告が減るよと、報告が減った場合に、どうやってまぐろを守るんだ、と。それについて新たなルールを決めるしかないだろう、そのルールというのは、1人お持ち帰り1匹と、いうふうなルールを私は去年の7月30日の委員会で提案しました。これについては、先ほど参考人として出てきた釣り団体の代表なのですが、特に日本スポーツフィッシング協会の桜井理事が私の提案に全面的に賛成だと、そもそも1人で2匹持ち帰る必要はないと、30キロ以上の大きいものをおみやげは1匹で十分だと。自分たちは2匹以上持ち帰る人間はマナーの悪い釣り人だとみなしている、なので、自分たちは一切異論はありませんということだったのですね。私の意見と釣り団体の意見が一致したのですけれども、一応その時の議事の進行では、委員会指示に反映するなんてことは一言も出ないで、検討課題として承りましたという一言で終わったのですね。ところが、今年この委員会で、蓋を開けてみたらそれがまるっきり新しい委員会指示になっているということで、ちょっとびっくりしたのですが、結局これしか有効な方法がないのです、間違いなく報告は減りますから。

ただ、ちょっと1つ気になっているのは、この指示を見てわかりますように、大型魚を1匹採りますよね、それを一応キープしたと。でも、まだ釣っていいことになっているのですよ。だからこそ、2匹目3匹目は釣ったらすぐに放流してくださいねと。ただ、1人1匹持ち帰りを確保した後も、キャッチアンドリリースをするのであれば延々と釣ってもいいよというような内容になっているのですね。まあ、私としては、個人的な見解としては、1匹キープした後は釣らなくていいんじゃないのと。だいたい複数人間が釣り船に乗っていて、順番順番にキャストイングするのですよね、一斉にやるとえらいことになるから。すると、1匹キープしたい人は、もう他の人にキャストイングチャンスを譲って見物していておかしくないんじゃないかなと私は思うのですけれども、あえて、1匹キープした人にその後のキャッチアンドリリース目的の採捕を許さなくてもいいんじゃないかなと私は思ったのですが、一応ここでは許す格好にはなっています。これについてもいろいろ議論は出ました。結果的にはそのような流れで決まったという経緯があります。ただ、さっき言いましたように、たぶん去年まじめに釣った数を報告して早めに大型魚の釣りがもうダメですよということになったので、私は今シーズンはあまり報告数が積みあがらないのではないかなというふうなことで危惧はしてい

ます。実際、40トンの報告が出るまでに何百トンが釣れるのではないというような話は他の委員からも出ました。だからこそ、1人持ち帰り1本というのが有効なのではないかなというふうには考えております。ということで、補足でしたが、釣り団体には山形県に加藤委員というのは結構有名になったみたいで、山形県が少し名前が売れたかなと思っていました。

ただ、実際山形県の釣り人を見ると、やっぱり1人で何匹も持って帰ってきているのですよ。当然1人では自分のところで処分できるのは1匹なので、皆さん販売目的なのですよ、実際のところは。なので、決まったものだから、その方たちが違反を堂々とするわけにはいかないでしょうけど、やはり潜在的にはそういう転売目的という需要がある以上、ある程度現場の状況を把握しておかないと実際にこれを守らずに複数の数のまぐろを持ち帰る人が出てくるのではないかということが危惧されます。それで、これがいかに実効性あらしめるかということについては、コロナじゃないですけども、水際、要するに陸揚げの瞬間、そこをやっぱりチェックしていかないと絵にかいた餅になっちゃうのではないかなというふうに思われます。まあ、なかなか小さくはないので、かくして持ってくるのはなかなか難しいと思うので、帰港するところをちょっとモニタリングすれば、その辺はかなり効果が上がるのじゃないかなと個人的には思っております。ということが私からの補足説明です。ということで、皆さんこれについて質問、意見等ありましたらお願いします。もちろんまぐろについてだけでなく、報告事項2全体についてということになります。

佐藤栄一委員 これは、遊漁者が何人も乗って行って船長がキロ数などとりまとめて報告するのか。

議長 いや、報告はあくまでも釣った人なのです。

佐藤栄一委員 個人個人？

議長 はい。で、遊漁船に乗った場合には、プラスアルファの事項として自分の乗った遊漁船の名前も教えてくれと。

佐藤栄一委員 個人で報告。

議長 そうそう。

佐藤栄一委員 で、県でとりまとめる？

議長 これはまっすぐ？

事務局 まっすぐ水産庁に報告になります。

議長 県経由じゃないですね。

飯塚委員 そうすると、例えば毎日1本ずつ釣って通い詰めている遊漁者は漁業者よりも釣る可能性があるということだ。(漁業で)各地区に割り当てあるまぐろの数量よりも、1人に割り当てられる数量を超えても遊漁者は採れるということか、逆に言えば。

議長 そうですね、毎日1本ずつ効率よく釣っていれば、そういうことも起こりうるわけです。

飯塚委員 そういうことでよしということ？

議長 まあそういうことについて昨日意見が出ました。例えば漁業者が獲っていけないという時期があるわけですね。一定の数量に達してしまうと。なのに、脇では釣り人が自由に釣っていると、それはおかしいのではないのという意見が確かに出ました。ありましたけれども、まあその気持ちはわかるけれどもということで、この指示案でということになりました。何県の委員だったか忘れちゃったけれども、そういう発言がありました。

あと、これだと、釣り人が1匹キープした後もキャッチアンドリリースだったら釣っていいという前提なのですよね。問題は、クロマグロってキャッチアンドリリース、そんなに効率よく生きたまま放流できるのかというのが私、疑問なのです。で、ビルフィッシュトーナメントの例を挙げた人、誰だっけ、水産庁？

事務局 水産庁だと思います。

議長 だよ。で、ビルフィッシュトーナメントなんかだと、効率よく放流しているというのですよ。当たり前なのです。ビルフィッシュは放流が簡単なのです。だって、かじきだから。まぐろは再放流難しいですよ。私はその一匹キープした後に、キャッチアンドリリースをする名目で自由に釣らせていたら、結構死んでしまうのではないかと個人的には思っているのですけど。ちなみに、ビルフィッシュトーナメントの放流シーンは鳥羽ビルフィッシュトーナメントというYouTubeを見てもらえればわかります。カジキは針を外すときに鼻っ柱、顔を手袋でガチンと挟んで外すので外しやすいのですよね。それから放流するときも鼻をつかんで離さないで、船を前進させるのです。そうすると、カジキが口を開けるのですよね。船を前進させるので、口からどんどん海水が入っていくのですよ。そうすると、元気になって泳いでいくのですよ。そういう動画がありますから、YouTubeに。カジキが自力航行できるようになるまで気長に鼻っ柱を持って船で引っ張るのです。ああ、紳士的なスポーツだなと思って私は感心したのですが、これ、まぐろはできないですよ、どう考えても、鼻がないから。どうするのか。フック外すときもどうやってはずすのですかね。伊原委員などにお聞きしたいのですが、まぐろのはえなわを外すときに、どうやってはずすのですか、参考まで教えていただければ。

本間委員 はえなわの場合は、切ります。

議長 切っちゃうんだ。

本間委員 針が付いていても、また数か月すると自然に外れると言われて、たぶん、遊漁の人たちは1個6千円とか1万円とかするルアーを使うから、必ずルアーはとると思います。

議長 もちろん。

本間委員 返しがついていなければ、まだ外れる可能性はあるけど、3本とかのフックで前後ろついてますよね、あれ全部返しが付いたらそれをとって放して生きるとはちょっとあんまり生きて放流する率もだいぶ少なくなると思います。

議長 ですね。だから、ルアーももちろん切って放す人はいないですよ、ルアーは絶対回収しますから。まあ巨大なペンチみたいなもので、ルアーのフックの根っこをつかんでとるのでしょうけども、だから、その後下手すれば一旦甲板に揚げないととれないのじゃないかと。

本間委員 とれないです。

議長 でも、まぐろを一旦甲板に揚げたらもう死にますよね、普通ね。

本間委員 死にます。

議長 だから、キャッチアンドリリースでいくら釣ってもいいよと水産庁は言っているのですけれども、あれは今言ったように、ガジキの放流とまぐろの放流と勘違いしているのではないかなというふうな気がして。ただ、私は個人的には1匹キープした人はもうちょっと戦線離脱してまだ釣れていない人に優先的にキャストイングの機会を譲るべきではないかなと個人的には思っています。はい、池田委員。

池田会長代理 人間の心理で、いっぺん釣って最初から放す人はいないと思う。まぐろなんかいつでも釣れるわけにいかないから、一旦は船に揚げると思う。まずそれが、20キロでも10キロでも揚げて、またやって、次のやつが見た時に今のやつより大きいと思ったからこれを他方にやってこっちを揚げる、人間の心理としてはそっちの方が働くので、会長がいうように1本釣ったらだめというならわかるけれども、段々大きいのが釣れば死んでるやつを海に投げてやるようなサイクルになってくる方が強いと思う。

議長 まあその可能性が高いですね、確かに。

飯塚委員 会長が言ったようにこれは絵に描いた餅だと思う。これ役所の人機の上でかっこよくただ放せばいいとよくいうけども、実際に船の上に揚げた魚をはいどうぞと返すようなことは漁業者なら考えられないことだし、1本釣って2本目は遊びでいいやなんてやっているような遊漁の人についても、罰則でも厳しいのがあればだけれども、現に報告を挙げた人なんて調べもしないでほっとくわけでしょう。罰則までない中で、守りなさいって言ったって、こういうふうにしましよよなんて言っても、獲物を獲りに行って獲れたものを返せというのは無理な話だろうし、さっき言ったように漁業者に対してありがたい話でないと思うのですよ。毎日通えば採れる、毎日通うというのは自分の口に入れるため、周りにちょっと配る程度のことを賄いというような形だったら、毎日行く必要がないんだし、1本あれば十分なわけですよ。こういったこともなしに、商売人よりいっぱい採れる人は採れると思いますよ。この枠内で私はやっていますよという遊漁者は、俺自身は全く納得できてないけど、そういうふうに取り決めなつたのでしたらやむをえないですけれども。

議長 ただ一步前進だと思うのです。今回の委員会指示は一步前進なんだけど、もちろんまだまだ不備があると思います。私はある程度釣りの実態を知った上で、ビルフィッシュトーナメントのことも知っていますから、ビルフィッシュのやり方も知っていますから、その上で私は去年に一人一匹持ち帰りという案を提案したんだけど、そこで私は1匹持ち帰りを釣ったらその後キャッチアンドリリースのために釣っていいなんてことは言っただけではないのですけれども、水産庁は水産庁でどうも釣りの実態をよく知らないで私の言った案の上っ面だけをとってそういうふうな委員会指示案を作ったので、まだまだ現実的には穴がたくさんある、妥当性を欠くようなものができてしまったと私は思っています。だから水産庁がこれ作るときに提案者である私に一言相談してくれれば、いろんな釣りの実態、山形県はこういうのだよといくらでも教えることができたのですが、そういった打診がまったくなかったの、まあこういうどうも霞が関のテーブルの上での案ができてしまったのかなという感じはします。でも、まずこれで今年やることが決まりましたので、またその結果を見て来年更に修正するということになると思いますので、皆さんの山形県における釣りの実態、うわさでもなんでも結構ですから、聞こえたら教えていただいて、この委員会で報告していただいて、それを集約していただいて、この委員会指示の新たな修正案を提案する材料を集めていきたいと思っております。まあ水産庁も今回これで完璧だとは思っていませんので、あくまでもまず一步前進、さらに精度を増すためにどうするかというような話ですので、まず一年間見守っていくしかないかなというふうに考えますが、この件について皆さん、他に何かありますか。はい。

伊原委員 この資料1—1で説明のあったとおり、40トンを超えた場合採捕を禁止すると、これは確実にするわけ？

議長 40トンに達した場合には、もう割当枠がなくなるので、もうそれ以降はストップで、例えば、6月で10トンじゃないですか、でも、これ10日間以内に報告すればいいわけですよ。そうすると、6月の報告があがった段階で10トンでもですよ、その後の10日間があるから、ダラダラと報告が来て、実はもう20トン採っちゃったということもあるわけですよ。だから、下手をすれば報告とストップの時間差で実は数量がドドドッと積み重なって下手すれば6月でも40トンという事態だってありうると思うのです。だって山形県で考えれば、6月ひと月で私は10トン採れると思います。なので、どうしても40トンに達してしまったらもう止めるしかないと言っています。

伊原委員 わかりました。

議長 ただ、ちょっと気になるのは、この報告様式なのですが、陸揚げ1人1匹までと書いてあるのに、陸揚げした日と尾数の欄があるよね、ここ、不動の1と書いてないとおかしいのよね。これ3と書いたらどうなるのですかね。ただ、あくまでも報告数量が40トンに達したらなのです。なので、ちょっとそのへんはやや曖昧な、不正確な面がどうしても残ってしまうのです。だから、遊漁船の船長にも数量の報告義務を課した方がいいような気がするのですよね。すると、個人が報告しても遊漁船が報告しても、個人は遊漁船の名前を書くから重複数量にならないじゃない。そのへんちょっとね、まだ水産庁も性善説に立っているというか、性善説に立ったふりをしているというか、報告はあらかたの数量があがってくるのではないかというようなことを前提に話をしている、そのへんも各県の委員とは認識の差があるというか温度差があるというか、水産庁の考え

どうなのかなというふうな意見はやっぱりありましたね、昨日も。

飯塚委員 この遊漁というのはレジャー船も入っているわけでしょう。

議長 遊漁者というのは、遊漁船に乗る人とレジャー船に乗る人の両方です。

飯塚委員 合わせてでしょう。

議長 はい、合わせてです。ただ、遊漁船に乗っている人が多いと思うので、遊漁船の船長にも報告義務を課した方が私はいいと思います。

飯塚委員 何キロだっていっても秤ももっていないのに。

議長 まあ25キロでも31キロと言ってしまうばおしまいですからね。

飯塚委員 あってもないような。

池田委員 これは、船の船長に報告受けるとした方がもし何かあった時の罰則を付ける場合でもその船に対しての罰則は付けられると思う。釣り人は俺はただ釣ったから持ってきたのだという言い逃れなどそういう問題を提示した場合には、やっぱり船舶の所有者に対しても報告義務を付けた方がかえっていいかと思う。

議長 ただそうすると、個人と船長と一応両方で申告させて、個人の船も遊漁船も船名を書くと、船を使った場合は必ず船名を書くと、ダブったものは消していけばいいのだから。例えば、船長は怠慢で報告しないけど乗った人が報告するということもあるでしょう。乗った人が報告しなくても船長が報告することがあるかもしれない。それを全部トータルでとって、重複した部分を消していった方が、より正確な数字にはなるのですよね。けど、それをするとたぶん水産庁の仕事が増えるのでとりあえず釣った人だけ報告ということにしたのかなとも思えるような仕組みなのです。だからこそ、大部分の人が報告してくれると信じているなんて言い方になるのでしょうか。どうもその辺は手抜きの感じがしますが、正直。樋口委員どうぞ。

樋口委員 確認なのですが、この案というのは全て採択されたのでしょうか。

議長 はい、このままで可決されました。

樋口委員 ありがとうございます。

議長 はい。たぶんこれが太平洋と瀬戸内海も可決になるでしょうから、日本統一ルールになるわけです。40トンというのは、あくまでも全海区の合計ですから、日本海だけで40トンではないですから。全部合わせて40トンになったらストップよということですから。それについては昨日も議事の中で誤解があって、日本海だけで40トンか、みたいなことを言っていた委員もいましたけれども、違いますから。

飯塚委員 罰則もなく、報告もさっきに言ったように絵にかいた餅と同じだと俺は思って

いるが、例えば県でも司法権のある月峯さんが眺めてきてチェックするというか、数量を把握するというようなことはないわけなのでしょう。

議長 ないとは言いません。理論的には可能ですよね。

飯塚委員 だから、理論がどうのこうのと言っても机の上の話のことなわけだ。だから、実態に合わないようなこういったことが平々凡々とそれに合わせているということが俺は疑問だというだけで。例えば月峯さんが浜回りしたときに注意しますとか、だって報告してもしなくてもいい勘定なわけだ、実際。

議長 あと、もう一つ、これ一人持ち帰り1本なので、例えばお客さんが8人乗っていたと。で、4人が釣ったと、4人が坊主だったと。そういうケースってよくありますよね、全員が釣れるわけではないから。そうするとやっぱり、みんなその後の匹数釣っていいんだとかね、釣った人が、これあなたが釣ったことにしておいてあげるよと、結局4人が8本釣って、4人が坊主でも8人で1本ずつだと言え、採っちゃうのでしょうね。それはだって沖でチェックできないですものね。だから、要するに、自主的には船に乗っていった人数分だけは持ち帰れるというふうなことに結果的にはなるのでしょうね。そんな気はします。

樋口委員 すみません、資料1-4について。対応方針(案)で、違反をして指導しても従わなかったような場合に裏付け命令の申請をするとあるのですが、これってどういう。

議長 これは事務局の方から仕組みを教えてください。

事務局 順を追って御説明しますが、疑義情報に接した場合に、水産庁としては関係の都道府県水産部局と連携して調査・指導を行います。事務局として会長の方にも御報告を行います。必要に応じて現地調査等も実施されます。

会長は報告を受けて、必要と認めた場合に、指導を受けたものに対して会長名による指導文書を発出します。指導文書を発出して指導を行ったという後に、指導を受けたものが指導に従わないという場合、再度違反があったという場合には、漁業法の第121条第4項で準用する同法120条第8項に基づきまして大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請をすることになっておりますので、申請することになります。

委員会指示に違反しただけでは罰則は発生しないのですが、違反した者がまた違反した場合に、農林水産大臣が指示に従いなさいということで裏付け命令を出します。農林水産大臣が指示に従いなさいという命令を出しているにも関わらずまた違反をする、3回目の違反となりますと、農林水産大臣の裏付け命令を違反したということで1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料ということで、罰則が適用される可能性が出てくることとなります。

議長 裏付け命令というのは、罰則発動の要件なのです。身近なところでいうと、別居中の奥さんをストーカーしたり暴力を振るったりするという事件、あれもいきなりは犯罪にならないのですよ。あれも、裁判所からの接近禁止命令というのが出て、奥さんの近くに行っちゃだめよという命令が出て、その命令を無視してもう1回会いに行くと罰則で捕まるのです。それと同じなのです、やり方が。だから、違反があって、行政から命令が出て、その命令を無視してもう1回違反をすると初めて罰則が適用されるという仕

組みになっていますので、それも、委員会指示の違反に対する1クッション、2クッションあって、なかなか罰則まで到達しないというふうな現状の理由なのですね。他にありますか。

一同 (特になし)

議長 ちなみに昨日はこの1号議案が可決されるまで1時間40分かかりました。1時半から始まって可決になったのが3時10分でした。そこから休憩して、以降が3時20分から始まったとそんな状況でした。

議長 それでは、報告事項につきまして、その他何かありますでしょうか。まず委員の皆さんから何か報告するようなことがあれば。

一同 (特になし)

議長 ありませんか。では県や事務局の方から何かありますか。

事務局 特にありません。

議長 (リーフレットについて) 私からこれについてお聞きしたいのですが、はえなわのボンデンと刺し網のボンデンというのは特に形状って違うのでしょうか、同じなのでしょうか。

本間委員 同じで、刺し網の場合、旗が3枚付いています。で、浮き縄の場合は、2枚です。くらいの差ですね。

議長 旗の枚数ね。

本間委員 枚数で自分たちは区別しています。あとは、沖と陸、赤と黒の旗を付けるのですが、刺し網の場合、上一下やったり沖一陸やったりするのでちょっとわからないですけど、はえなわの場合は2枚あった場合は黒い旗が上にあるのが沖になっているという意味です。赤い旗が上の場合は陸になっています。

議長 それからもう一つ、底はえなわって、これ、中間に浮きとかおもりを付けないそこはえなわもあるのでしょうか。

本間委員 それもあります。これ作るときにあまり詳しく書いてもたぶん遊漁とか一般の人にはわかりづらいだろうということで、一緒にしたのだと思います。ボンデンについているのついていないのを一緒に書いたのだと思います。

議長 わかりました。

伊原委員 今、本間委員からあったが、これ、ローカルで、各地区で皆違うのです。そういう縛りはない。まして他県の船も来るから、そういう縛りはそれぞれだということで見えておいた方がいいと思います。

事務局 こちらの方は遊漁の方向けということで、底はえなわについては、はしご縄の方で記載しておりますので、なので、こういったものとなっております。

議長 はい、わかりました。じゃあ、報告事項のその他はよろしいですか。

一同 (異議なし)

議長 はい。

議事

第1号議案 雑魚刺し網漁業の公示について (諮問)

議長 では次に議事の方に入りたいと思います。第一号議案、雑魚刺し網漁業の公示についてということで、これは諮問案件となっております。それではこれにつきましては、庄内総合支庁水産振興課から説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは、諮問事項になりますので、最初に諮問文の方を読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる)。詳しくは担当の方から御説明させていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

佐藤主査 雑魚刺し網漁業については、昨年12月海区において、新規許可の公示につき諮問を行い、すでに先月2月から漁業時期としては始まっております。このたび漁期途中に県漁協から1隻の操業希望がありましたので、その1隻につき許可の公示をホームページで行う必要があるため諮問させていただきます。

内容について、制限措置については前回の他の許可受有者と同じです。申請すべき期間はなるべく早く許可が出せるように、2週間程度の日程を設け、許可の期間としては4月1日から操業できるように設定しております。

なお、12月に公示をおこなった際は、許可申請される方はほとんどこれまでも操業されていた方でしたので実績要件を設けておりましたが、今回は特に設けておりません。それ以外は、内容としては12月に海区にかけた内容と同様となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 今の説明につきまして、何か質問、意見等ありましたらお願いします。これはなんでこの時期に1隻追加になったかという事情は分かりますか。例えば、新規就業者だとか、船を新造したとか。

佐藤主査 あまり詳しいところはわかりませんが、今引き続き許可を持っていた方ではなくて、何年前に許可を持っていた方で、もう1回やはりやりたいというお話があったとお聞きしています。

議長 わかりました。じゃあ、この件につきまして、皆さんから御意見質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。内容はほとんど一緒に、1隻追加でということですね。

議長 特に御意見等ありませんかね。

一同、(特になし)

議長 では、この諮問の内容については適当であるということで、こちらの方から諮問に対する回答としたいと思います。

第2号議案 令和3管理年度における特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

議長 続きまして、こちらも諮問案件になります。第2号議案、令和3管理年度における特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の知事管理漁獲可能量の変更について、こちら水産振興課の方からお願いいたします。

加賀山課長 はい。こちらも諮問になりますので、諮問文を読み上げさせていただきます。資料2の方を御覧ください。(諮問文を読み上げる)詳しくは担当の方から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

大川主査 前回2月の委員会の報告4としまして、国の融通制度によって、大中型まき網漁業の方から山形県に「くろまぐろ(小型魚)」1.5トンの譲渡があったことを御報告いたしました。その1.5トンにつきまして、更に融通による変更がありましたので、今回諮問案件となっております。資料2の後に参考という資料をお付けしておりますので、ご覧ください。参考には山形県のクロマグロの漁獲可能量の推移と漁獲実績について記載しております。

1 令和3管理年度の都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量としまして、上の表にまとめておりますので、ご覧ください。表の左の方から見ていきますと、当初配分については、「くろまぐろ(小型魚)」で8,800キロ、大型魚で9,600キロが配分されました。その次に、年度が明けてから前の管理期間からの県や国の繰越分の配分がプラスされて変更がなされ、当初と追加を合わせて小型魚で16,600キロ、大型魚で14,400キロへ変更されました。その次の変更としまして、先ほどもお話しした大中型まき網漁業からの小型魚の1.5トンの譲渡があり、小型魚が18,100キロに変更されました。その次の一番右の変更ですが、これが、今回の諮問にかかる変更になります。前回の融通で増となった小型魚1,500キロ分のうち、900キロを他県の大型魚と交換し、残りの600キロは本県で使う見込みがないため他県へ譲渡するという融通が成立しまして、小型魚が16,600キロ、大型魚が15,300キロに変更されました。

1の表の下に2に令和3管理年度の知事管理区分ごとの漁獲実績について、今回の諮問案を盛り込んだ表にしてお示ししておりますので、ご覧ください。上に小型魚、下に大型魚について示しておりますが、まずは小型魚の方を御覧ください。今回の諮問案では山形県くろまぐろ漁船漁業の知事管理区分配分数量を16,400キロ、同定置漁業を200キロということで、繰越の変更後の数量に戻す内容での諮問とさせていただいております。定置漁業の消化率は13%程度と低いですが、漁船漁業で9割を超えており、全体としてはやはり9割を超えています。高い消化率となった県に対するメリット措置は消化率8割以上の都道府県に対して与えられることになっておりますので、国の繰越後、メリット措置としていくらかの上乗せ配分が実施されることとなります。また、自県の繰越分として当初配分の1割が認められることとなっておりますので、800キロは自県分繰越として令和4管理年度に上乗せして配分されることとなります。

次に大型魚ですが、今回の諮問案ですが、「山形県くろまぐろ漁船漁業」の知事管理区

分配分数量を15,200キロ、同定置漁業を100キロということで、今回の融通による変更、小型魚と大型魚の交換により、自県の繰越分として繰り越せる当初配分の1割、900キロ分が確保できることとなります。また、消化率も全体で9割を超えますので、消化率メリット措置による上乘せ配分が実施されることとなります。以上が、今回の変更にかかる概要の御説明となります。

改めまして、課長の読み上げました諮問文本文の後ろの資料を御覧ください。こちらが「くろまぐろ（小型魚）」の数量変更にかかる公表案となります。山形県知事の下の方を読みさせていただきます。（資料を読み上げる）続きまして、次のページに「くろまぐろ（大型魚）」の数量変更にかかる公表案を載せておりますので、ご覧ください。

山形県知事の下を読みます。（資料を読み上げる）変更案については以上となります。

議長 はい、ありがとうございます。私から1点、小型魚を他県へ譲渡とありますが、これは、県ごとのワンペアの譲渡なのか、それとも特定の県への山形県の譲渡なのか、それはどういう仕組みになっているのですか。

大川主査 譲渡したい県が複数ございまして、受けたい県も複数あったので、数量を調整して、どこの県へということではなくて、望む2県なら2県へ、何トン譲渡、そのうちうちの県からは600キロを譲渡になったということになります。

議長 要するに大きな枠があって、その枠の中にポンとうちの枠をやったということですね、相対取引ではなく。

大川主査 国が仲介してございまして、複数の県でそれぞれあげたい、もらいたいという要望が挙がった中で調整いただいております。

議長 要するにシャッフルして、それを分けるのでしょうか。だから、山形県の分がどこの県に行ったというわけではないのでしょうか。

大川主査 はい。

議長 一旦みんなで出し合って、出し合ったものをまたもらうわけではないの。

大川主査 そうですね、トータルで何トン、トータルで何トンという形で。

議長 そうなのですね、はい、わかりました。じゃあ、この件につきまして、皆さんから何か質問や御意見がありましたらお願いします。どうぞ、伊原委員。

伊原委員 ひとつだけ確認ですが、参考資料の一番下の小型魚と大型魚の残り数量、この数量というのは、一割、10%に該当するから令和4年度に繰越しができる数量だと。

大川主査 そうです。令和3管理年度の当初配分が小型魚だと8,800キロ、大型魚だと9,600キロなので、その1割、100キロ単位での繰越しとなりますので、1割を繰越すという数量は確保できております。

伊原委員 それでは全量繰越しができるということだね。

大川主査 小型魚として800キロ、大型魚として900キロ繰り越せるということです。

議長 よろしいですか。

伊原委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

一同 (特になし)

議長 特にないようでしたら、この諮問内容については、この内容で結構だということよろしいですね。

一同 はい。

議長 はい、では諮問に対してはそのように回答しておきます。

第3号議案 令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について (諮問)

議長 続きまして、3号議案です。令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量についてということで、これも同じように諮問案件ですので、これにつきましても水産振興課の方からまずは御説明をお願いいたします。

加賀山課長 資料3の諮問文の方を御覧ください。同じように読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる) 詳しくは担当の方から説明させていただきますので、御審議よろしく申し上げます。

議長 はい、引き続き申し上げます。

大川主査 では、諮問文をめぐっていただきまして、漁業法第16条第1項の規定に基づきまして、「くろまぐろ(小型魚)」に関する令和4管理年度における数量を定める公表案を記載しておりますのでご覧ください。

山形県知事の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきますが、「くろまぐろ(小型魚)」に関する令和、すみません3とありますが、4に訂正をお願いいたします、令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月末日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、これは、国が山形県に定めた数量になりますが、12,700キロと定められております。当初配分としては、今期が8,800キロでしたので、今期より3,900キロの増となっております。

次期のクロマグロ漁獲枠については、国として大型魚の15パーセント増枠が国際的に認められたところですが、増枠分を単純にそれぞれに振り分けるのではなく、国で大臣管理漁業と調整して沿岸漁業へは小型魚の配分を厚くしたため、当県の小型魚についても配分が増加しております。2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、知事管理区分としまして「山形県くろまぐろ漁船漁業」と「山形県くろまぐろ定置漁業」の2つの区分を設けております。「山形県くろまぐろ定置漁業」に対しては、混獲

管理のための漁獲可能性を配分するというので、200キロの配分案としております。これは、今期と同様の数量になります。そして残りを全量「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分するというので、12,500キロの配分案としております。「くろまぐろ(小型魚)」については以上でございます。

次のページにまいりまして、「くろまぐろ(大型魚)」に関する令和4管理年度における数量を定める公表案を記載しておりますのでご覧ください。山形県知事の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきます。

「くろまぐろ(大型魚)」に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月末日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。1としまして、都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量ということで、国が定めた数量10,400キロを記載しております。当初配分としては、今期が9,600キロでしたので、今期より800キロの増となっております。

次期のクロマグロ漁獲枠については、国として大型魚の15パーセント増枠が国際的に認められたところですが、増枠分を単純にそれぞれに振り分けるのではなく、国で大臣管理漁業と調整して沿岸漁業へは小型魚の配分を厚くしたため、当県の小型魚についても配分が増加しております。2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県くろまぐろ定置漁業に対しては、混獲管理のための漁獲可能性を配分するというので、100キロの配分案としており、これは、今期と同様の数量になります。そして残りを全量「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分するというので、10,300キロの配分案としております。

次のページにまいりまして、「すけとうだら日本海北部系群」に関する公表案をお示ししておりますのでご覧ください。前の資料同様、山形県知事の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでまいります。「すけとうだら日本海北部系群」に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月末日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。1としまして、都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量ということで、国が山形県に定めた数量といたしましては、現行水準となっております。2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県でスケトウダラをとる漁業を総じて「山形県すけとうだら漁業」として定めておりますので、知事管理区分として「山形県すけとうだら漁業」に配分する数量として現行水準として定める案としております。スケトウダラについての御説明は以上でございます。

つづきまして、次のページに「するめいか」に関する公表案をお示ししておりますのでご覧ください。前の資料同様、山形県知事の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでまいります。「するめいか」に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月末日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。1としまして、都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量ということで、国が山形県に定めた数量といたしましては、現行水準となっております。2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県に住所等をもつ者がスルメイカをとる漁業を総じて「山形県するめいか漁業」として定めておりますので、知事管理区分として「山形県するめいか漁業」に配分する数量として現行水準として定める案としております。スルメイカについての御説明は以上でございます。

今御説明いたしましたとおり、「くろまぐろ(小型魚)」、「くろまぐろ(大型魚)」、「すけとうだら日本海北部系群」及び「するめいか」につきまして、国から県に定められた数量と、それを知事管理区分に配分する数量について、県知事が定めるものとなっております。

りますので、このような形で定めたいと考えております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。今の説明について、皆さんの方から質問や御意見等ありましたらお願ひいたします。はい、伊原委員どうぞ。

伊原委員 さっきとの関連だが、この配分量に繰越しが当然プラスになるということか。

大川主査 はい、これは当初配分ですので、年度を越して繰り越したものが、5月の頭くらいでしょうか、追加配分としてまた示されてくるということになります。

伊原委員 はい。

議長 ほかに何かありますでしょうか。スルメイカの現行水準って、何なのかなとつい思ってしまうのですが。

樋口委員 たしかあまり獲れなかった？

議長 まあ去年は、令和3年度はだいぶ漁獲量も減っているはずですよ。

議長 ではよろしいですか。ちなみに山形県ってけっこうスケトウは揚がっているのでしょうか、でもあまり市場で見ないですよ。以前はよく箱が積みあがっているのを見た記憶があるのですけれども。近年はあまり見かけないなという。

池田会長代理 皆無状態だ。

議長 ですよ。なんだか現行水準というのもむなしい感じがあるような気がしますけれども、しょうがないですね。ではよろしいですかね。この諮問内容は妥当ということで、皆さんの御意見ということでよろしいですか。

一同 はい。

議長 ではそのようにこちらの方で回答したいと思います。

議長 今日予定の議題はこれで終了です。最後にその他といたしまして、まず委員の皆さんから全体について何か報告とか提案とかありましたらお出しただければと思いますけど、何かありますでしょうか。伊原委員。

伊原委員 時間がありましたので、調整の佐藤さんにさっきの雑魚の海域について、知事許可のきすの漕ぎ刺しとかあるいはこたまがいの桁びきとか、ああいうのはあそこで漁ができるということになっているのでしょうか。

議長 いや、それはだめじゃないですか。

佐藤主査 今回の雑魚の区域は固定刺しの雑魚なので、さっきの流し網のきす・・・。

伊原委員 その他の2号海区で知事許可のきすの漕ぎ刺し網やこたまがいの桁びきはできるのでしょうかということです。

佐藤主査 消滅区域についてはできない扱いです。

伊原委員 では、ここに届け出のあった雑刺し網のほかはできない？

佐藤主査 まあ、あわび・なまこの素潜りについては・・・。

伊原委員 いや、2種や知事許可のことです。

佐藤主査 そうですね、できない場所になります。

伊原委員 当然、一本釣り、はえなわなどの自由漁業はできる？後からでいいです。

議長 でも、ここは共同漁業権の範囲内ではないわけだ。

伊原委員 ないです。

議長 ということは、共同漁業権の行使として行うものについては、当然には認められないわけで、個別の許可が必要になるわけだ。

伊原委員 行使規則のほかに、知事許可のこたまがいの桁びきと知事許可のきすの漕ぎ刺しがあるのです。それが、できるかできないか今お聞きしたのです。

議長 できないですよ。

佐藤主査 できないです。

伊原委員 わかりました。


議長 その他何かありますか、皆さん。ありませんか。じゃあ事務局の方から何かありますか。

事務局 次回の海区委員会は次の年度に入りますけれども、5月17日火曜日を予定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長 はい。他にありませんかね。では、非常に珍しいことですが、本日の委員会は3時前に終わったということで、何年ぶりと言いたくなりますが、迅速な審議の結果、近年まれに見る3時以前という時間で終わることができそうです。皆さん今日はありがとうございました。

上記のとおり第412回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明
するため記名押印する。

令和4年3月8日
山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄 

会長代理 池田 亀五郎 

委 員 佐藤 栄一 